

## 7月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 令和5年7月26日（水）午後1時58分から午後3時38分

2、開催場所 市役所2階 第一会議室

### 3、出席委員の氏名

教育長 小林 正人

職務代理者 三枝 泰子

委員 小俣 和英、小笠原 幸夫、村上 憲司、弓指 恵子

### 委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、生涯学習課長補佐、学校教育課長補佐

### 4、教育長開会宣言

### 5、会期の決定

### 6、今回会議録署名委員

三枝 泰子委員・小俣 和英委員が指名される。

### 7、前回の会議録の承認

職員が6月定例会会議録を朗読し、承認される。

### 8、報告

#### ①教育長報告

令和5年6月28日から令和5年7月25日までの教育長活動が報告された。

#### ②指定校変更及び区域外就学について

学校教育課長より

区域外就学6件について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから、承認を行った旨の報告がなされた。

## 9、議事

### 議第8号 令和6年度使用小学校教科用図書の決定について

小林教育長より

委員の皆様には、事前に今回の教科書の決定に際し候補となりました教科書について目を通していただきましたが、令和6年度使用小学校教科用図書の決定について説明させていただきます。

7月19日（水）に、私も出席し都留地区教科書採択協議会が開催され、令和6年度より令和9年度までの4年間使用する小学校教科用図書の選定について協議がなされ、資料にある教科書を採択することとしました。

教科用図書の決定については、各地教委において、協議会での採択結果の確認と使用教科書を決定し、今月末日までに、事務局の上野原市教育委員会に報告することとなっております。

今後は、都留地区（南都留、北都留）の全地教委の一致確認ができ次第、教科書採択決定の通知が届くことになります。

なお、採択にあたっては、教員が1教科あたり4名程で全教科用図書を調査・研究した上で、使用する教科書を選定しております。それでは、協議会で採択に至った理由について報告いたします。

第一に、当該教科書が学習指導要領に沿って作成されているという点です。今回の教科書改訂では、そのもととなる学習指導要領の改訂は行われておりません。前回、令和元年度の教科書採択の際に、現行の学習指導要領の趣旨や内容について調査研究をした上で採択をしております。その時の採択との整合性という観点から鑑みたとき、よほど大きな瑕疵がある場合を除いて、現在、使用している教科書を継続して使用することが妥当であると考えました。

第二に、採択協議会が諮問した各調査委員会から報告がありましたが、当該教科用図書が、児童に考えさせたいことや、教科のねらい、身につけさせたい資質・能力が明確であり、児童や地域の実態に即している点です。

第三に、当該教科書が、各調査委員会への諮問とは別に、各小学校に依頼した意見の結果を見ても、多くの学校から支持を得ていた点です。

以上の理由から、慎重に審議をした結果、別紙の通りとなりました。なお、すべての教科が、現行の教科書と同一会社が発行するものとなります。

以上が採択の理由となります。ご審議をお願いいたします。

小笠原委員

教科書の採択にあたり、「よほど大きな瑕疵がある場合を除いて、現在使用している教科書を継続して使用することが妥当である。」ということであれば、教科書の変更を行うことが非常に難しくなる。私の専門である理科の教科書を確認したところ、採択された教科書は他社に比べ5、6年生用も写真や絵が多く、もう少し児童自身が考えたり、調べたりする内容がふさわしいのではないかと感じた。選定にあたる教員は通常業務もあり忙しいとは思いますが、このような点も検討していただきたい。

ただ、現場の先生が使い易いものであることが重要となるので、そういう理由から選定されたのであれば、それで良い。

三枝委員

選定作業のスケジュールが非常にタイトであることも問題である。先生方が充分協議できる時間が取れるようもう少し早い段階で教科書の確認作業に入れるよう、スケジュールも見直していく必要がある。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

### **議第9号 都留市図書館協議会委員の任命について**

教育次長より

都留市立図書館設置条例第6条第2項において、委員は教育委員会が任命すると規定されていることに伴い承認を得るものとなります。また、同項において委員は学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者等から任命することとされており、任期は2年となります。今回は、公募による委員1名が新任委員となります。元高校の教師でありますので、学識経験者としての任命となります。ご承認をお願いいたします。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

### **議第10号 都留市学校運営協議会設置推進委員会設置要綱（案）について**

### **議第11号 都留市学校運営協議会設置推進委員の任命について**

学校教育課長より

議第10号、第11号は関連する議案となるため併せて説明いたします。

この要綱（案）は、学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域と共にある学校」への転換を図るための有効なツールであるコミュニティ・スクールをスタートするにあたり、一定の権限と責任を持って「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるができる「学校運営協議会」を設置するために必要な作業を円滑に進めるための推進委員会の設置について必要な事項を定めるものであります。

既に、学校運営協議会の設置等に関する規則は施行されておりますが、推進委員会に関する定めがなかったため、新たに要綱を制定するものとなります。

なお、この要綱については、教育委員会議の承認を経て施行することとしておりますが、市法令審査委員会で多少の修正が生じる場合がありますことをご承知願います。以上が要綱の説明となります。

次に、推進委員会要綱第3条の規定に基づき、対象学校より学校運営協議会設置推進委員の推薦書の提出がございました。同条の規定において委員は教育委員会が任命するとしていることから、委員の任命についても合わせてご承認を得るものとなります。

コミュニティ・スクール制度の導入を予定している谷村第二小学校、宝小学校の二校よりそれぞれ資料のとおりの方々を委員として推薦を受けております。ご承認をお願いいたします。

小林教育長

学校運営協議会設置推進委員会は、学校運営協議会が設置されるまでの間置かれるものとなり、基本的には、今回推薦を受けた推進委員に協議会委員をお願いする予定です。

三枝委員

谷村第二小学校、宝小学校とで人数や委員の構成にばらつきがあるが、それぞれの学校で委員の選定を行ったのでしょうか。

学校教育課長

推進委員会委員の選定は各校で行っております。地域とともにある学校づくりを行うことが目的となりますので、学校の所在する地域の方々を中心に委員として推薦さ

れております。

#### 小俣委員

自治会や協働のまちづくり推進会の役員等を当て職としてお願いしているため、必然的に年齢層が高くなってしまいう傾向にある、次回以降の選任にあたっては、年齢的なバランスにも配慮するよう学校に働きかけをお願いします。

#### 小笠原委員

地域の一部組織に委員が偏っている。委員の選任は、様々なバランスに配慮して行うよう学校に指導をお願いします。

#### 小林教育長

委員の任命は教育委員会が行うため、委員の選任にあたっては事前に教育委員会に相談した上で行うよう指導する。

### 10、その他

#### 生涯学習課長補佐

(1) 第91回都留市町別野球大会について

以上のとおり、報告がなされた。

【 了 知 】

### 11、教育長閉会宣言